

第 16 回定時株主総会招集ご通知に際しての

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

S O M P Oホールディングス株式会社

< 目 次 >

(ページ)

[事業報告]

1. 保険持株会社の現況に関する事項	・・・	1
2. 会社役員に関する事項	・・・	3
3. 新株予約権等に関する事項	・・・	4
4. 会計監査人に関する事項	・・・	5
5. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	・・・	5
6. 業務の適正を確保するための体制	・・・	6
7. 特定完全子会社に関する事項	・・・	10
8. 親会社等との間の取引に関する事項	・・・	10
9. 会計参与に関する事項	・・・	10
10. その他	・・・	10

[連結計算書類]

・ 連結持分変動計算書	・・・	11
・ 連結注記表	・・・	12

[計算書類]

・ 株主資本等変動計算書	・・・	35
・ 個別注記表	・・・	36

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の主要な事務所の状況

イ 保険持株会社の状況

(2026年3月31日現在)

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2010年4月1日

ロ 子法人等の状況

(2026年3月31日現在)

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	損害保険ジャパン株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1976年7月21日
	SOMPOダイレクト損害保険株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2024年10月1日
海外保険事業	Sompo International Holdings Ltd.	本社	Waterloo House, 100 Pitts Bay Road, Pembroke HM08 Bermuda	2017年3月24日
	Endurance Specialty Insurance Ltd.	本社	Waterloo House, 100 Pitts Bay Road, Pembroke HM08 Bermuda	2001年11月30日
国内生命保険事業	SOMPOひまわり生命保険株式会社	本社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	2024年8月1日
介護事業	SOMPOケア株式会社	本社	東京都品川区東品川四丁目12番8号	2017年7月1日
	エヌ・デーソフトウェア株式会社	本社	山形県南陽市和田3369番地	2018年12月20日
その他	SOMPO Light Vortex 株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2021年7月1日
	SOMPOアセットマネジメント株式会社	本社	東京都中央区日本橋二丁目2番16号	2009年11月24日
	損保ジャパンDC証券株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	1999年5月10日
	SOMPOヘルスサポート株式会社	本社	東京都千代田区神田淡路町一丁目2番3号	2018年10月1日

## (2) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末 (名)	当期末 (名)	当期増減 (△) (名)
国内損害保険事業	23,458	23,435	△23
海外保険事業	7,675	8,991	1,316
国内生命保険事業	2,697	2,770	73
介護事業	14,078	13,511	△567
その他 (保険持株会社等)	6,198	6,995	797
合計	54,106	55,702	1,596

注1. 使用人数は、IFRSによる連結範囲に基づくものであります。比較のために、前期末についてもIFRSによる連結範囲に基づいて算出した使用人数を記載しております。

2. 使用人数は、当社グループ会社との兼務者を含んでおります。また、当社グループ会社から社外への出向者を除き、社外から当社グループ会社への出向者を含んでおります。

3. 当社の使用人数は、すべて「その他 (保険持株会社等)」に含めて記載しております。

## (3) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (4) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
スコット・トレバー・ティグリス (社外取締役)	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結することができる旨およびこの場合において当該責任限定契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定款に定めております。この定款の定めに基づき、当社は、社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。</p>
遠藤 功 (社外取締役)	
東 和 浩 (社外取締役)	
柴 田 美 鈴 (社外取締役)	
名 和 高 司 (社外取締役)	
山 田 メ ュ ミ (社外取締役)	
和 賀 昌 之 (社外取締役)	
梶 川 融 (社外取締役)	

### (2) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
<p>当社取締役、執行役および執行役員、当社子会社（海外子会社の一部を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員および管理・監督の立場にある従業員等</p>	<p>当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。</p> <p>ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。</p> <p>なお、保険料は全額当社が負担しております。</p>

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く) および執行役	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社第28回新株予約権 ・新株予約権の数 : 9個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数 : 普通株式 2,700株 (新株予約権1個当たりの株式数 : 300株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額 : 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2015年8月17日から 2040年8月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件 : (注1)	1名
社外取締役	—	—

注1. 新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」といいます。)は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。

また、新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

2. 本表は、当社が当社の役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権を記載しております。

3. 当社は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的である株式の数」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

#### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 羽柴 則央 指定有限責任社員 近藤 洋平 指定有限責任社員 大場 康生	128百万円	① 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、サステナビリティ開示基準への対応に関する助言業務などを委託しております。

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。

2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は1,020百万円であります。

##### (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

##### (3) 会計監査人に関するその他の事項

###### イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の専門性、職業倫理、独立性、監査実施体制、品質管理体制および職務遂行状況など、企業会計審議会が定める監査基準および監査に関する品質管理基準への準拠性について、通期の監査活動を通じて確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第404条第2項の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

###### ロ 保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、海外の子法人等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

#### 5. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### 業務の適正を確保するための体制の整備内容の概要

当社は、SOMPOグループ（以下「当社グループ」といいます。）の「内部統制基本方針」を取締役会決議により定めて、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております（最終改定：2026年4月1日）。

「内部統制基本方針」は、次のとおりであります。

#### <内部統制基本方針>

当社は、SOMPOグループ（以下「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOのパーパス等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。

当社は、「内部統制基本方針」に基づく当社グループの統制状況を取締役会において適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。また、当社は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、速やかに取締役会で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

#### 1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) SOMPOのパーパス、SOMPOの価値観、グループサステナビリティビジョンをグループ各社に示します。
- (2) グループ会社経営管理に関する基本方針を定め、当社における経営管理業務の範囲および内容を明確にします。また、グループの経営戦略や事業計画に影響を与える重要事項について、グループ各社から承認申請・報告させる事項を定めるとともに、グループ各社に対する株主権を適切に行使します。さらに、経営管理契約を締結するなどによりその実効性を確保します。
- (3) 当社グループの統制の枠組みを定める各種グループ基本方針を策定し、グループ各社に周知するとともに遵守を求めます。また、グループ各社に、事業実態に応じて規程を策定させるなど、これに基づく体制を整備させます。
- (4) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、当社グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (5) グループ内取引に伴う利益相反等から生じる法令等違反やリスク波及等により当社グループの業務の健全性及び適切性が損なわれないよう、グループ内取引の管理に関する基本方針を定めます。その実効性を確保するため、審査対象取引、審査項目、審査に係る責任部署を定め、重要なグループ内取引を適切に把握し審査するなど、適切な管理体制を整備します。

#### 2. 取締役、執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。あわせて、事業運営に対する牽制・監査機能の実効性を確保するため、コンプライアンスを含めたリスク管理機能および内部監査を担う人材の専門性向上に向けた投資を継続的に行います。

- (1) 当社グループにおいて、取締役会における役職員の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) コンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンスを事業運営の大前提として、当社グループの行動規範

や推進方針を策定し、顧客情報管理や利益相反取引管理、反社会的勢力対応に関する当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備します。また、当社グループの役職員の行動基準として、コンプライアンスに関する規程を整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

- (3) 当社グループにおいて、不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (4) お客様の声への対応に関する基本方針を定め、お客様の声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、当社グループにおいて、実効性のあるお客様の声対応体制を整備します。
- (5) お客様に提供する商品・サービスの品質に関する基本方針を定め、グループ各社においてお客様に経済的な不利益を与える事案が発生したときの当社への報告手順や他のグループ会社における同様の事案有無の確認手順等に関するマニュアルを策定するなど、当社グループにおいて、お客様サービスの品質を維持・向上させる体制を整備します。
- (6) セキュリティポリシーを定め、当社グループにおける情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を整備します。

### 3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、ERM基本方針を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたERM「戦略的リスク経営」を実践します。

- (1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「SOMPOグループ リスクアペタイトステートメント」を定め、資本配賦を行うなどの体制を整備します。また、当社グループが抱える各種リスクの特性の概要および当社グループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。
- (2) グループ各社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。
- (3) ERMの基礎となる保険数理に関する基本方針を定め、保険負債の適切な評価および財務の健全性確保を図ります。また、法令等に基づき、ソルベンシー・マージン比率に関する検証機能と、検証結果の取締役会への報告体制を整備します。

### 4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) 当社グループの経営計画を策定し、グループ各社と共有します。
- (2) グループ全体の戦略や業務執行方針等の経営に重大な影響を与えるテーマについて協議するグループ執行会議を設置し、グループCEOをはじめビジネスCEO、事業担当やグループ・チーフオフィサー等が参加することで、質の高い迅速な意思決定や専門性の高い領域を審議できる体制を整備します。
- (3) 当社グループにおいて、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。また、当社はこれに整合するよう執行役の業務執行権限を定めます。
- (4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、ITに関する基本方針を定め、当社グループ各社に対して、ITマネジメント体制を整備する部署の設置ならびにシステム計画およびシステムリスク管理計画等

の策定を求めるなど、当社グループのITガバナンスおよびシステムリスク管理体制を整備します。

- (6) AIに関する基本方針を定め、業務の自動化や高度化などにAI技術を導入するとともにAI特有のリスクを適切に管理し、安全で責任あるAIの利活用を行うため、当社グループのAIガバナンス態勢を整備します。
- (7) 外部委託管理に関する基本方針を定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、当社グループにおける外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (8) 資産運用に関する基本方針を定め、当社グループの運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (9) 業務継続体制構築に関する基本方針を定め、大規模自然災害等の危機発生時における当社グループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

## 5. 情報開示の適切性を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営状況等に関する情報を適正かつ適時に開示し、その公平性や有用性を高めるため、情報開示に関する基本方針を定めます。その実効性を確保するため、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための規程等を整備します。
- (2) 当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定めます。その実効性を確保するため、適正な財務諸表等の作成に至る各種プロセスとリスクを明確化し、監査委員会、会計監査人および内部監査部門の監査結果等も踏まえ、各種プロセスを適宜見直し、これらの適切性を確保します。また、関連する内部統制を所管する部署およびその評価部署を定め、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠し、内部統制の年度評価計画を策定するとともにその評価を行い、内部統制報告書を作成します。

## 6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、執行役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、重要会議の議事録および関連資料その他執行役の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

## 7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、当社グループの内部監査の実効性を確保するため、内部監査基本方針を定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、グループ全体として効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

## 8. 監査委員会の監査に関する体制

当社は、監査委員会の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

### 8-1. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会室を設け、必要な知識・経験を有する専属の者を監査委員会スタッフ（監査委員会の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査委員会スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査委員会スタッフの執行からの独立性および監査委員会の監査委員会スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査委員会スタッフの選任、解任、処遇および人事上の評価等の決定にあたっては監査委員会が選定する監査委員の同意を得ることにより、執行役その他の業務執行者からの独立性を確保します。
- (2) 監査委員会スタッフはその職務に関して監査委員会または監査委員からの指揮命令のみに服し、それ以外か

らの指揮命令を受けないこととします。

(3) 監査委員会スタッフは、監査委員会の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

## 8-2. 監査委員会への報告に関する体制

(1) 監査委員会の同意のもと、役職員が監査委員会に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期等を監査委員会への報告に関する規程において定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査委員会の要請する報告を確実に行います。

(2) 役職員が監査委員会に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。なお、グループ各社の役職員についても同様とします。

(3) 監査委員会が取締役または執行役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査委員会に報告します。

## 8-3. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査委員会が選定する監査委員は、重要な会議に出席し、意見を述べるものとします。

(2) 監査委員または監査委員会が、取締役、執行役、会計監査人、内部監査部門およびその他監査委員会の職務を適切に遂行するうえで必要な者との意見交換を行う場合、十分な協力を行います。グループ各社の役職員からの情報収集や意見交換等を行う場合も同様とします。

(3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査委員会の求めに応じて対応します。

(4) 内部監査部門長の選任、解任等の重要な人事については、監査委員会の同意を得ることとします。

(5) 内部監査部門は、内部監査計画について監査委員会と協議・合意を行うこととします。また、内部監査部門は、監査委員会に対し監査結果等所定の事項について報告を行う他、必要に応じて監査委員会からの指示を受けるものとします。

(6) 監査委員および監査委員会スタッフが、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、その求めに応じて適切に処理します。

(7) その他、役職員は監査委員会が定める規程および監査の基準にある事項を尊重します。

## 7. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称および住所

名称	住所
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

(2) 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計

893,394百万円

(3) 当社の当事業年度の末日に係る貸借対照表の資産の部に計上した合計額

1,604,449百万円

## 8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10. その他

該当事項はありません。

2025 年 度

〔 2025年 4月 1日から  
2026年 3月31日まで 〕

連結持分変動計算書

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
					資本性 金融商品に 対する投資	確定給付 制度の 再測定	負債性 金融商品に 対する投資	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ
期 首 残 高	100,045	32,733	3,521,076	△188,418	872,510	-	△428,032	-
超インフレによる影響額			3,974					
期首残高（調整後）	100,045	32,733	3,525,051	△188,418	872,510	-	△428,032	-
当期包括利益								
当期利益			640,086					
その他の包括利益					433,605	4,578	△292,473	△503
当期包括利益合計	-	-	640,086	-	433,605	4,578	△292,473	△503
所有者との取引額等								
配当金			△140,113					
自己株式の取得		△75		△229,290				
自己株式の処分		0		181				
自己株式の消却		△219,622		219,622				
株式報酬取引		△328						
連結範囲の変動								
利益剰余金への振替			319,295		△314,717	△4,578		
その他		△153						
所有者との取引額等合計	-	△220,179	179,181	△9,486	△314,717	△4,578	-	-
期 末 残 高	100,045	△187,445	4,344,319	△197,905	991,399	-	△720,506	△503

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				合計		
	在外営業 活動体の 換算差額	保険契約 に係る 割引率 変動差額	再保険契約 に係る 割引率 変動差額	合計			
期 首 残 高	145,957	150,151	△831	739,755	4,205,192	20,961	4,226,153
超インフレによる影響額				-	3,974		3,974
期首残高（調整後）	145,957	150,151	△831	739,755	4,209,166	20,961	4,230,127
当期包括利益							
当期利益				-	640,086	2,868	642,955
その他の包括利益	154,301	388,845	△3	688,349	688,349	4,730	693,080
当期包括利益合計	154,301	388,845	△3	688,349	1,328,436	7,598	1,336,035
所有者との取引額等							
配当金				-	△140,113	△2,508	△142,622
自己株式の取得				-	△229,366		△229,366
自己株式の処分				-	181		181
自己株式の消却				-	-		-
株式報酬取引				-	△328		△328
連結範囲の変動				-	-	96,925	96,925
利益剰余金への振替				△319,295	-		-
その他				-	△153	209	56
所有者との取引額等合計	-	-	-	△319,295	△369,779	94,625	△275,153
期 末 残 高	300,259	538,996	△835	1,108,810	5,167,823	123,185	5,291,009

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

### 2. 連結子会社および持分法適用会社の数

当社の連結子会社は165社、持分法適用会社は22社であります。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 金融資産

##### ① 非デリバティブ金融資産

##### (a) 当初認識および測定

非デリバティブ金融資産は、金融資産を契約条項の当事者となった時点で当初認識しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」といいます。）される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

当初認識時において、非デリバティブ金融資産を償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下「FVTOCI」といいます。）またはFVTPLに分類しております。

##### (b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

##### 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金利収益」に含まれております。

##### FVTOCI

(i) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産（以下「負債性FVTOCI」といいます。）

負債性FVTOCIについては、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は、減損損失（戻入）および為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益累積額は純損益に振り替えております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産（以下「資本性FVTOCI」といいます。）

資本性FVTOCIについては、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益累積額は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

##### FVTPL

FVTPLについては、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

##### (c) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡することにより、実質的に所有に伴うすべてのリス

クと経済価値が移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

## ② 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産または負債性FVTOCIに係る予想信用損失に対する信用損失引当金を認識しております。ただし、負債性FVTOCIに対する信用損失引当金は、その他の包括利益で認識しております。

当社グループは、期末日ごとに金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。当該評価を行う際には、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、当社グループは、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る信用損失引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、期末日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

予想信用損失は、金融資産の予想存続期間にわたる信用損失の確率加重した見積りであります。信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。

金融資産の予想信用損失は、減損損失として純損益に認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れしております。

また、当社グループは、金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

## ③ デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクなどをヘッジするために、為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップおよび株価指数先物などのデリバティブを利用しております。当該デリバティブは、FVTPLに分類し、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

### (a) ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時にヘッジ手段とヘッジ対象との関係ならびに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的および戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求をすべて満たしているかどうかを判定する方法は、ヘッジ開始時に文書化しており、継続的な評価を実施しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日またはヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

### (b) 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については、次のように会計処理しております。

#### 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ヘッジ対象に係る公正価値の変動額のうち、ヘッジ対象のリスクに起因する利得または損失は帳簿価額を調整するとともに純損益として認識しております。

#### キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分はただちに純損益として認識しております。なお、通貨スワップに係る通貨ベース・スプレッド部分はヘッジ手段から除外し、ヘッジコストとしてその他の包括利益で認識し、累積額はその他の資本の構成要素に含めております。

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合または非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジの適用される確定約定となった場合、その他の包括利益を通じて認識した利得または損失の累積額を直接、当該資産または負債の当初原価またはその他の帳簿価額に振り替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジは、その他の包括利益を通じて認識した利得または損失の累積額をヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に振り替えております。

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、発生した非有効部分はただちに純損益に計上しております。

ヘッジ会計を中止する場合、その他の包括利益を通じて認識した利得または損失の累積額は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでその他の資本の構成要素に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、ただちに純損益に振り替えております。

#### (2) 有形固定資産（使用権資産を除く）

##### ① 認識および測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去および土地の原状回復費用が含まれております。有形固定資産の処分損益（処分により受け取る金額の純額と有形固定資産の帳簿価額との差額として算定）は、その他の収益またはその他の費用として純損益で認識しております。

##### ② 減価償却

有形固定資産項目は、償却可能額（取得原価から残存価額を控除した金額）を定期的にその耐用年数にわたって減価償却しております。当社グループは、資産から得ることができる将来の経済的便益の消費パターンを反映した方法として主として定額法によっております。

有形固定資産項目の減価償却は、資産の稼働が可能になった時より開始し、資産が消滅（減却もしくは売却）または売却目的で保有する資産に分類された日のいずれか早い日に終了します。

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、期末日ごとに見直ししており、見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間および将来の期間において認識しております。

#### (3) 無形資産

無形資産は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で計上しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

内部利用目的のソフトウェアを開発するための支出については、信頼性をもって測定可能であり、将来の経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用または販売する意図およびそのための十分な資源を有している場合に限り自己創設無形資産として資産計上しております。

資産計上したソフトウェアに係る支出は、取得価額から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で計上しております。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産は、償却しておりません。耐用年数を確定できない無形資産は、当該資産の耐用年数を確定できないものと判断する事象または状況が引き続き存在しているか否かについて、期末日ごとに見直しを行っております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの耐用年数にわたり定額法で償却しております。償却方法、耐用年数および残存価額は、期末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

減損については、「(6) 非金融資産の減損」に記載しております。

(4) のれん

当初認識時におけるのれんについては、取得対価、取得日時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額および当社グループが以前より保有していた被取得企業に対する持分の支配獲得日における公正価値の合計が、取得日時点における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、ただちに純損益として認識しております。非支配持分は、公正価値で測定するか、または被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個々の企業結合ごとに選択しております。当初認識後ののれんについては償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「(6) 非金融資産の減損」に記載しております。

(5) リース

契約の開始時に、当該契約がリースであるか、またはリースを含んだものであるかを判定し、使用権資産およびリース負債を認識しております。使用権資産は、契約開始日に取得原価で当初測定しており、その取得原価は、リース負債の金額および発生した初期直接コスト等から構成されております。リース負債は、契約開始日における未払リース料を、追加借入利率率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。

開始日後においては、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い時点まで、定額法により減価償却しております。使用権資産の耐用年数は、有形固定資産の耐用年数と同じ基準で決定しております。また、リース負債は、実効金利法を用いて測定しており、リースの条件変更または見直しを反映するように再測定しております。

当社グループは、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に、リース負債を「その他の負債」に含めて表示しております。

なお、リース期間が12か月以内の短期リースおよび少額資産のリースに係る使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択しており、リース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(6) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く非金融資産について、期末日ごとに減損している可能性を示す兆候があるか否かを判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できないまたは未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同時期に見積っております。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの見積額を貨幣の時間的価値および当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損損失は、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、最初に、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分により、当該単位の中の他の帳簿価額を減額するように配分しております。

のれんに関する減損損失については、戻し入れておりません。過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、期末日ごとに、損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが増加した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失の戻し入れについては、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施しておりませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として、持分法適用会社に対する投資が減損しているかもしれないという客観的な証拠が存在する場合に、減損テストの対象としております。

(7) 保険契約および再保険契約

#### ① 分類

保険契約者または他の保険会社から重大な保険リスクを引き受けている契約を保険契約として分類しており、また、基礎となる保険契約に係る重大な保険リスクを移転している契約を再保険契約として分類しております。また、保険契約および再保険契約により金融リスクにもさらされております。

当初認識時に次の要件を満たす保険契約を、直接連動有配当保険契約として分類しております。

- ・ 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている。
- ・ 保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンに相当な持分に等しい金額を支払うと予想している。
- ・ 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると予想している。

その他のすべての保険契約およびすべての再保険契約は、直接連動有配当保険契約以外の契約に分類しており、これらの契約の一部には、保険料配分アプローチ (Premium Allocation Approach) (以下「PAA」といいます。) を適用して測定しております。

#### ② 集約のレベル

保険契約はグループごとに集約して測定しており、保険契約グループは保険契約ポートフォリオに基づいて決定しております。類似したリスクにさらされ、一括して管理されている複数の契約により構成された各ポートフォリオは、契約の発行年月およびその収益性に基づき、少なくとも次のグループに分割しております。

- ・ 当初認識時に不利な契約グループ
- ・ 当初認識時において、その後に不利となる可能性が高くない契約グループ
- ・ その他の契約グループ

また、再保険契約についても同様に、少なくとも次のグループに分割しております。

- ・ 当初認識時に正味の利得が存在する契約グループ
- ・ 当初認識時において、その後に正味の利得が発生する可能性が高くない契約グループ
- ・ その他の契約グループ

#### ③ 当初認識

発行した保険契約グループを次のうちの最も早い日から認識しております。

- ・ 契約グループのカバー期間の開始時
- ・ 契約グループ内の保険契約者からの初回支払期日
- ・ 事実および状況が保険契約の属するグループが不利であることを示している日

ただし、契約上の支払期日がない場合には、保険契約者から最初の支払を受けた日をその支払期日とみなしております。

また、次の日において再保険契約グループを認識しております。

- ・ 比例的なカバーを提供する再保険契約については、基礎となる保険契約の当初認識日
- ・ その他の再保険契約については、再保険契約グループのカバー期間の開始日

ただし、カバー期間の開始前から基礎となる不利な保険契約グループを認識し、関連する再保険契約がそれ以前に締結されていた場合、再保険契約グループは、その保険契約グループの当初認識日に認識しております。

なお、企業結合で取得した保険契約および再保険契約については、取得日に認識しております。

#### ④ 契約の境界線

契約グループの測定においては、契約の境界線内の将来キャッシュ・フローのすべてを含めております。

保険契約グループについては、保険契約者に保険料の支払を強制できる報告期間中またはサービスを提供する実質的な義務を有している報告期間中に存在する実質的な権利および義務から生じるキャッシュ・フローは、契約の境界線内にあると判断しております。サービスを提供する実質的な義務は、次のいずれかの場合に終了すると判断しております。

- ・ 特定の保険契約者のリスクを再評価する実務上の能力を有していて、その再評価したリスクを完

全に反映する価格または給付水準を設定できる場合

- ・当該契約を含むポートフォリオのリスクを再評価する実務上の能力を有していて、そのポートフォリオのリスクを完全に反映する価格または給付水準を設定でき、かつ、その再評価日までの保険料の価格設定にその再評価日後の期間に係るリスクが考慮されない場合
- また、再保険契約グループについては、再保険者から支払を強制される報告期間中または再保険者からサービスを受領する実質的な権利を有している報告期間中に存在する実質的な権利および義務から生じるキャッシュ・フローは、契約の境界線内にあると判断しております。再保険者からサービスを受領する実質的な権利は、次のいずれかの場合に終了すると判断しております。
- ・再保険者が、移転されたリスクを再評価する実務上の能力を有していて、その再評価したリスクを完全に反映する価格または給付水準を設定できる場合
  - ・再保険者が、カバーを終了させる実質的な権利を有する場合

## ⑤ 測定－PAAを適用せずに測定する契約

### 保険契約

#### (a) 当初測定

当初認識時に、保険契約グループを、履行キャッシュ・フロー（見積将来キャッシュ・フロー（貨幣の時間価値および関連する金融リスクを反映するように調整）および非金融リスクに係るリスク調整で構成される）ならびに契約上のサービス・マージン（Contractual Service Margin）（以下「CSM」といいます。）の合計額で測定しております。

保険契約グループのCSMは、その契約に基づきサービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表しております。保険契約グループの当初認識時において、履行キャッシュ・フロー、その日に生じたキャッシュ・フローならびに保険獲得キャッシュ・フロー（以下「新契約費」といいます。）に係る資産および当該保険契約グループに係るキャッシュ・フローについて過去に認識した資産または負債の認識の中止から生じた金額の合計が、正味のインフローである場合には、当該保険契約グループは不利な契約ではありません。この場合、CSMはその正味のインフローと同額で正負が逆の金額として測定しており、当初認識時に発生する損益はありません。その合計が正味のアウトフローの場合には、当該保険契約グループは不利な契約グループとなり、その正味のアウトフローは、当初認識時に損失として純損益で認識しております。なお、企業結合で取得した保険契約グループについては、その保険契約に対して受け取った対価（取得日時点の保険契約の公正価値）を、取得日時点で受領する保険料の代用としてその合計に含めております。

#### (b) 事後測定

期末日現在における保険契約グループの帳簿価額は、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の合計であります。残存カバーに係る負債は、将来の期間において契約に基づき提供されることとなるサービスに係る履行キャッシュ・フローおよび期末日の残存CSMで構成されております。発生保険金に係る負債は、まだ支払われていない発生保険金（発生しているがまだ報告されていない保険金を含む）および関連する費用に係る履行キャッシュ・フローで構成されております。

保険契約グループの履行キャッシュ・フローは、期末日時点で、将来キャッシュ・フローに関する現在の見積り、現在の割引率および非金融リスクに係るリスク調整に関する現在の見積りを用いて測定されております。なお、当初認識後の各契約グループに係るCSMを報告期間ごとに計算しており、その後の報告期間において、従前行われた会計上の見積りの取扱いを変更しない会計方針を採用しております。

#### (i) 直接連動有配当保険契約以外の保険契約

期末日におけるCSMの帳簿価額は、期首における帳簿価額を、次の項目で調整した金額であります。

- ・当期中にグループに加えられた新契約のCSM
- ・当期中にCSMの帳簿価額に対して発生し、計上した利息（当初認識時に決定した割引率で測定）
- ・将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動（ただし、次の場合を除く）

- －履行キャッシュ・フローの増加がCSMの帳簿価額を上回り、損失要素が発生した場合（超過額は損失として純損益で認識）
- －履行キャッシュ・フローの減少が損失要素に配分される場合（過去に純損益で認識した損失の戻入れが発生）
- ・CSMに係る為替換算差額の影響
- ・当期間にサービスを提供したことにより、保険収益として認識した金額

(ii) 直接連動有配当保険契約

期末日におけるCSMの帳簿価額は、期首における帳簿価額を、次の項目で調整した金額であります。

- ・当期中にグループに加えられた新契約のCSM
- ・基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分金額の変動（ただし、次の場合を除く）
  - －持分金額の減少がCSMの帳簿価額を上回り、損失要素が発生した場合（超過額は損失として純損益で認識）
  - －持分金額の増加が損失要素に配分される場合（過去に純損益で認識した損失の戻入れが発生）
- ・将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動（ただし、次の場合を除く）
  - －履行キャッシュ・フローの増加がCSMの帳簿価額を上回り、損失要素が発生した場合（超過額は損失として純損益で認識）
  - －履行キャッシュ・フローの減少が損失要素に配分される場合（過去に純損益で認識した損失の戻入れが発生）
- ・CSMに係る為替換算差額の影響
- ・当期間にサービスを提供したことにより、保険収益として認識した金額

再保険契約

当社グループは、原則として保険契約グループと同一の会計方針を適用して再保険契約グループを測定しておりますが、一部の測定方法については保険契約グループと異なっております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては基礎となる保険契約グループの見積りに用いた仮定と首尾一貫した仮定を利用しておりますが、保険契約グループとは異なり、再保険者の不履行リスクに関する調整を考慮しております。再保険者の不履行リスクの影響は期末日ごとに評価し、その不履行リスクの変動の影響は純損益で認識しております。また、再保険契約グループは、不利になることはありません。

再保険契約グループが、基礎となる不利な保険契約グループの認識以前またはそれと同時に締結されている場合には、その保険契約グループの当初認識時に計上される損失に対して、再保険契約グループのCSMを調整し、収益を認識しております。

損失回収要素は、再保険契約グループにおけるCSMの調整を表すものとして、次の項目を乗じて設定しており、その後の変動に応じて調整しております。

- ・基礎となる保険契約グループについて認識した損失
- ・基礎となる保険契約グループに係る保険金請求のうち、保有している再保険契約グループから回収できると見込む割合

⑥ 測定－PAAを適用して測定する契約

次のいずれかに該当する契約グループには、原則としてPAAを適用しております。

- ・契約グループ内の各契約のカバー期間が1年以内である契約グループ
- ・PAAを適用して測定した結果が、上記⑤の測定を適用した結果と重要な相違がないと合理的に予想される契約グループ

保険契約

各保険契約グループの当初認識時の残存カバーに係る負債の帳簿価額は、当初認識時に受け取った保険料により測定しており、新契約費および新契約費に係る資産や当該保険契約グループに係るキャッシュ・フローについて過去に認識した資産または負債の認識の中止から生じた金額は残存カバ

一に係る負債から控除しております。なお、新契約費については、保険契約グループに規則的かつ合理的な方法で配分しております。

残存カバーに係る負債の帳簿価額は、事後測定において受け取った保険料および費用として認識した新契約費の償却によって増加し、提供したカバーについて保険収益として認識した金額および当初認識後に配分された追加的な新契約費により減少しております。また、重大な金融要素がある場合には、残存カバーに係る負債について貨幣の時間価値および金融リスクの影響を反映するような調整を行っております。

カバー期間中のいずれかの時点で、保険契約グループが不利であることを事実および状況が示している場合には、残存カバーに係る履行キャッシュ・フローの現在の見積りが残存カバーに係る負債の帳簿価額を上回る範囲で、損失を純損益で認識し、残存カバーに係る負債を増額しております。この履行キャッシュ・フローには貨幣の時間価値および金融リスクの影響を反映しております。

保険契約グループの発生保険金に係る負債については、発生保険金に関連する履行キャッシュ・フローの金額で認識しております。その履行キャッシュ・フローは、保険金請求の発生日から1年以内に支払われる見込みがない場合には、現在の割引率で割引計算をしております。

#### 再保険契約

原則として保険契約グループと同一の会計方針を適用して再保険契約グループを測定しておりますが、必要に応じて保険契約グループと異なる特徴を反映するように調整を行っております。損失回収要素が、PAAを適用して測定した再保険契約グループに対して発生する場合には、CSMを調整する代わりに、残存カバーに係る資産の帳簿価額を調整しております。

#### ⑦ 認識の中止および契約の条件変更

契約が消滅する場合（すなわち、契約で定められた義務の失効、免責または取消しがあった場合）のほか、会計処理を著しく変化させるような契約の条件変更があった場合に、契約の認識の中止を行っております。

#### ⑧ 表示

資産である保険契約のポートフォリオおよび負債である保険契約のポートフォリオならびに資産である再保険契約のポートフォリオおよび負債である再保険契約のポートフォリオは、連結財政状態計算書において区分して表示しております。また、連結損益計算書において認識した金額を、保険サービス損益（保険収益と保険サービス費用で構成）および保険金融収益または費用に区分して表示しております。

再保険契約からの収益および費用は、保険契約からの収益および費用と区分して表示しており、保険金融収益または費用を除いて、「再保険損益」として純額で保険サービス損益に表示しております。非金融リスクに係るリスク調整の変動は、保険サービス損益と保険金融収益または費用とに分解しております。

#### (a) 保険収益

保険収益は、投資要素を除外し、次のように認識しております。

#### PAAを適用せずに測定する契約

保険収益は、保険契約グループに基づくサービスの提供に応じて認識しており、対価を受け取ることを見込むサービスに関連する残存カバーに係る負債の変動の合計を表しております。

また、保険料のうち新契約費の回収に関連する部分を、時の経過に基づいて規則的な方法で各期間に配分しており、配分した金額は保険収益として認識し、同額を保険サービス費用として認識しております。

保険収益として認識するCSMは、保険契約グループのカバー単位に基づいており、期末日に残存するCSM（配分前）を当期間に提供した各カバー単位と将来の期間に提供することが見込まれる各カバー単位に同等に配分することによって決定しております。カバー単位の数は、保険契約グループ内の契約によって提供されるサービスの量であり、提供される給付の量およびカバーの予想存続期間を考慮して決定しております。なお、カバー単位は各期末日において見直し、更新しております。

不利な保険契約グループの残存カバーに係る負債の損失要素を設定しており、不利な保険契約グループに基づくサービスの提供に応じて、履行キャッシュ・フローを損失要素と損失要素以外の残存カバーに係る負債とに規則的な方法で配分し、損失要素に係る履行キャッシュ・フローの金額については保険収益の認識において除外しております。

不利な保険契約グループにおいては、将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動および直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分金額の変動は、損失要素のみに配分しております。損失要素がゼロまで減額された後は、当該保険契約グループについてCSMが新たに認識されることとなります。

#### PAAを適用して測定する契約

各期間の保険収益は、当期間のサービスの提供に対して予想される保険料の受取額であり、予想される保険料の受取額を、原則として時の経過に基づいて各期間に配分しております。

#### (b) 保険サービス費用

保険サービス費用は、投資要素の返済を除外した次の項目から構成されており、原則として発生時に純損益に認識しております。

- ・発生保険金およびその他費用
- ・新契約費償却額
- ・不利な契約に係る損益（将来のサービスに関する変動）
- ・発生保険金に係る負債の変動（過去のサービスに関する変動）

#### (c) 再保険損益

再保険損益は、再保険者からの回収額から支払再保険料の配分額を控除した金額であります。

再保険契約グループに基づくサービスを受け取る際に、支払再保険料の配分額を認識しております。PAAを適用せずに測定する契約の場合、各期間に受け取ったサービス（支払再保険料の配分額）は、対価を支払うことを見込んでいるサービスに関連する残存カバーに係る資産の変動の合計を表しております。

PAAを適用して測定する契約の場合、各期間の支払再保険料の配分額は、当期間のサービスの受取に対して予想される保険料の支払額であります。

なお、基礎となる不利な保険契約グループをカバーする再保険契約グループについて、認識された損失の回収を表すため、次のとおり、残存カバーに係る資産の損失回収要素を設定および修正しております。

- ・基礎となる不利な保険契約グループをカバーする再保険契約が、基礎となる不利な保険契約の認識と同時にまたはそれ以前に締結されている場合には、当該再保険契約グループについて、基礎となる不利な保険契約の認識時に損失回収要素を設定しております。
- ・基礎となる不利な保険契約グループの履行キャッシュ・フローの変動により損失要素が発生または変動した場合には、将来のサービスに関連する再保険契約グループの履行キャッシュ・フローの変動について、損失回収要素を設定および修正しております。

当該再保険契約グループに基づくサービスの受取に応じて、残存カバーに係る資産を損失回収要素と損失回収要素以外の残存カバーに係る資産とに規則的かつ合理的に配分し、損失回収要素の変動額については支払再保険料の配分額から除外しております。

#### (d) 保険金融収益または費用（再保険金融収益または費用を含む）

保険金融収益または費用は、貨幣の時間価値および金融リスクならびにこれらの変動の影響から生じた、保険契約グループおよび再保険契約グループの帳簿価額の変動で構成されております。

原則として保険金融収益または費用を純損益とその他の包括利益とに分解することを選択しており、純損益に含める金額は、見込まれる保険金融収益または費用の合計額を契約グループの存続期間にわたり規則的に配分することによって算定しております。残存カバーに係る資産または負債に対しては、対象となる保険契約グループのほとんどについて、金融リスクに関連する仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に相当な影響を与えないことから、規則的な配分額を、契約グループの当初認識時に決定した割引率により算定しております。また、発生保険

金に係る資産または負債に対しては、発生保険金に係る資産または負債を認識したタイミングで決定した割引率を用いて算定しております。

#### (8) 従業員給付

##### ① 確定給付制度

確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、資産上限の影響を考慮する）を控除したものであり、退職給付に係る資産または負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用および過去勤務費用は予測単位積増方式に基づき、制度ごとに算定しております。割引率は、制度ごとの将来の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、当該割引期間に対応した決算期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき設定しております。

退職給付に係る負債（資産）の純額の再測定はその他の包括利益で認識し、発生した期においてただちに利益剰余金に振り替えております。再測定は、数理計算上の差異ならびに純利息費用に含まれる部分を除く、制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動で構成されます。また、勤務費用および純利息費用は発生した期に純損益として認識し、過去勤務費用は制度改訂もしくは縮小が発生した時または関連するリストラクチャリング費用もしくは解雇給付を認識した時の、いずれか早い方の期において純損益として認識しております。

##### ② 確定拠出制度

当社および一部の子会社は、確定拠出年金制度を設けております。確定拠出年金は、雇用主が一定額の掛金を定期的に従業員の個人口座に拠出し、その拠出額以上の支払については法的または推定的債務を負わない退職後給付制度であります。このため、確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

##### ③ 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、その支払を行う現在の法的または推定的債務を負っており、かつ、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合に、その制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として認識しております。

##### ④ その他の長期従業員給付

退職給付以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた長期休暇制度や累積型有給休暇制度を有しております。

当該長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として稼得した将来給付額を見積もり、金額に重要性がある場合を除き割引計算は行わず、負債として認識しております。

#### (9) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、かつ、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、当該引当金は債務の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しております。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて計算しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、その他の金融費用として認識しております。

#### (10) 株式報酬

##### ① ストック・オプション

当社グループは、取締役および執行役員に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で測定しており、ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデル等を用いて算定して

おります。ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプションの数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

② 株式給付信託（BBT）

当社グループは、業績連動型株式報酬制度として株式給付信託（Board Benefit Trust）（以下「株式給付信託（BBT）」といいます。）を導入しており、取締役（非業務執行社内取締役および社外取締役を除く）、執行役および執行役員の役務に基づいて株式および現金で支給されており、その支給方法により次のとおり分類しております。

(a) 持分決済型

受領した役務を付与された資本性金融商品の付与日における公正価値で測定し、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(b) 現金決済型

受領した役務および発生した負債は、当該負債の公正価値で測定されます。負債に分類される報酬の公正価値は、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を負債の増加として認識しております。また、当該負債の公正価値を期末日および決済日に再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しております。

③ 株価連動型報酬（ファントムストック）制度

当社グループは、取締役（非業務執行社内取締役および社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対する報酬の付与において、権利確定時の当社株式の株価を基礎とした金額を現金で決済するファントムストック制度を導入しております。期末日に付与が見込まれるユニット数に基づく支払額の公正価値を負債として認識し、負債が決済されるまで、当該負債の公正価値の変動を期末日に再測定し純損益として認識しております。

(11) 収益の認識

介護事業においては、介護施設入居者等に、介護付きホームなどでの各種介護サービスや、入居者への福祉用具販売サービスが提供された時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、介護施設入居者等に対するサービスについて、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(重要な会計上の見積り)

1. 金融商品の公正価値評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
(金融商品に関する注記)に記載しております。
- (2) 見積りの算出方法  
(金融商品に関する注記)の「(1) 公正価値で測定される金融商品 ③ レベル3に関する開示」の「(b) 観察不能なインプット」および「(c) 公正価値の評価プロセス」に記載しております。
- (3) 金額の算出に用いた主要な仮定  
(金融商品に関する注記)の「(1) 公正価値で測定される金融商品 ③ レベル3に関する開示」の「(b) 観察不能なインプット」および「(c) 公正価値の評価プロセス」に記載しております。
- (4) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響  
上記の仮定の前提となる状況の変化により、金融商品の公正価値に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. のれんの減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
のれん 229,061百万円
- (2) 見積りの算出方法  
のれんは資金生成単位または資金生成単位グループごとに帳簿価額と回収可能価額を比較して減損テストを行っており、回収可能価額として使用価値または公正価値のいずれか高い金額を使用しております。使用価値は、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。また、使用価値の算定に用いる事業計画は5年を上限とし、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価や過去の実績および企業内外からの情報に基づき作成しております。使用価値の算定に用いる事業計画を超えて発生すると見込まれるキャッシュ・フローには、資金生成単位グループの市場の長期平均成長率を加味した継続価値を用いております。税引前の割引率は、資金生成単位グループの加重平均資本コストを基礎に算定しております。
- (3) 金額の算出に用いた主要な仮定  
海外保険事業のキャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定には、保険料増収率、損害率、経費率、資産運用収支および税金が含まれております。介護事業のキャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定には、施設入居率が含まれております。介護関連ソフトウェア事業のキャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定には、売上高成長率が含まれております。
- (4) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響  
上記の仮定の前提となる状況の変化により、のれんの減損に係る回収可能価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 保険契約および再保険契約に係る履行キャッシュ・フローの見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	保険契約		再保険契約	
	資産計上額	負債計上額	資産計上額	負債計上額
連結財政状態計算書計上額	57,345	10,737,677	2,194,887	91,164

- (2) 見積りの算出方法  
履行キャッシュ・フローは見積将来キャッシュ・フロー（貨幣の時間価値および関連する金融リスクを反映するように調整）および非金融リスクに係るリスク調整で構成されております。
- (3) 金額の算出に用いた主要な仮定
  - ① 損害保険事業  
損害率、維持費率、解約率、将来の保険金請求額の上昇率、損害調査費率、インフレ率、割引率
  - ② 生命保険事業  
死亡率、罹患率、維持費率、保険契約者の行動に関する仮定、インフレ率、割引率

(4) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の仮定の前提となる状況の変化により、履行キャッシュ・フローの見積り金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した信用損失引当金  
貸付金等 37 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額は543,468百万円であります。
3. 担保に供している資産は、投資有価証券951,726百万円、現金及び現金同等物ならびに貸付金等63,800百万円、有形固定資産783百万円ならびにその他の資産384百万円であります。また、担保付き債務はレポ取引及び他の類似の担保付借入3,078百万円であります。なお、投資有価証券には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券3,042百万円が含まれております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数  
 普通株式 934,228千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当 社	ストック・オプションとしての新株予約権	3
合 計		3

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	71,544	76	2025年3月31日	2025年6月24日
2025年11月19日 取締役会	普通株式	68,568	75	2025年9月30日	2025年12月5日

(注)1. 2025年6月23日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金123百万円が含まれております。

2. 2025年11月19日取締役会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金119百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月22日 定時株主総会	普通株式	67,037	利益剰余金	75	2026年3月31日	2026年6月23日

(注) 2026年6月22日定時株主総会決議(予定)による「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金119百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは保険業を中心に事業を行っており、保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性・流動性・収益性の観点から資産運用を行っております。また、生命保険や積立保険のような長期の保険負債にかかわる資産運用を適切に行うため、ALM（資産・負債の総合管理）に基づく運用手法により、将来の満期返戻金などの支払いに向けた安定的な収益確保を図っております。

当社は、戦略的リスク経営を支えるため、グループ全体のリスクの状況を的確に把握し、各種リスクを統合して管理することなどを定めた「SOMPOグループERM基本方針」を取締役会において制定しております。

グループ各社は、「SOMPOグループERM基本方針」をふまえた規程を制定するなど、それぞれの業務内容・規模・特性に応じたリスク管理態勢を整備し、主体的にリスク管理を行っております。特に保険子会社は、経営に重大な影響を及ぼしうる各種リスクについて、それぞれのリスクの特性に応じた管理を適切に実施しております。

2. 金融商品の公正価値等および公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値で測定される金融商品

活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、市場価格に基づいております。その他すべての金融商品については、当社グループはその他の評価技法を用いて公正価値を決定しております。取引頻度が低く、価格の透明性が低い金融商品の公正価値については、客観性が低く、流動性、集中、市場要因の不確実性、価格設定の仮定および特定の金融商品に影響を与えるその他のリスクにより、様々な判断が求められます。

① 公正価値ヒエラルキー

公正価値測定を行ううえで使用するインプットの重要性を反映した以下の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を分類しております。レベル間の振替は各報告期間の期末時点で発生したものと認識しております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の公表された調整前の市場価格

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外のインプットのうち、直接的または間接的に観察可能なもの

レベル3：観察不能なインプット

② レベル別開示

公正価値ヒエラルキーにおけるレベルごとの公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
負債性FVTOCI				
国債	2,418,742	—	—	2,418,742
地方債	—	60,988	—	60,988
社債	—	553,116	—	553,116
外国債券	306,880	429,402	—	736,282
その他	7,560	19,958	9,846	37,365
資本性FVTOCI				
株式	1,514,226	—	192,779	1,707,006
その他	1,035	—	976	2,012
FVTPL				
国債	4,644	—	—	4,644
地方債	—	182	—	182
社債	—	116,423	—	116,423
外国債券(注1)	65,531	4,191,035	142,806	4,399,373
株式	199,171	13,868	229	213,269
その他(注2)	451,640	24,793	1,726,031	2,202,465
投資有価証券 合計	4,969,434	5,409,770	2,072,670	12,451,875
デリバティブ資産				
通貨関連	—	4,970	—	4,970
金利関連	—	485	—	485
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
信用関連	—	—	—	—
その他	—	—	198	198
金融資産 合計	4,969,434	5,415,226	2,072,868	12,457,530
デリバティブ負債				
通貨関連	—	15,738	—	15,738
金利関連	—	—	—	—
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
信用関連	—	—	—	—
その他	—	29	653	683
金融負債 合計	—	15,768	653	16,421

(注1) 市場における活発な取引が行われなくなったことから、外国債券11,399百万円についてレベル1からレベル2に振り替えております。

(注2) 主に投資信託への投資であります。

公正価値の算定に用いた主な評価技法およびインプットは、次のとおりであります。

投資有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。非上場投資信託等については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2またはレベル3に分類しております。私募債については、第三者から入手した価格に基づき算出した価額を公正価値としており、入手した価格に使用されたインプットが観察可能なインプットを用いている場合または観察できないインプットの影響が重要でない場合については、レベル2の公正価値に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合については、レベル3の公正価値に分類しております。買入金銭債権については、第三者から入手した価格に基づき算出した価額を公正価値としており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル2に分類しております。非上場株式等、活発な市場または活発でない市場における同一銘柄の市場価格が入手できない場合の公正価値は、マルチプル法などの適切な評価技法により測定しており、類似会社における株価純資産倍率および株価収益率などの重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル3に分類しております。

### デリバティブ

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって公正価値としております。店頭取引については、金利、外国為替相場等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって公正価値としております。取引所取引については、主にレベル 1 に分類しております。店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合または観察できないインプットの影響が重要でない場合については、レベル 2 に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合については、レベル 3 に分類しております。

### ③ レベル 3 に関する開示

#### (a) 調整表

レベル 3 に分類された金融商品の期首と期末との調整表は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	投資有価証券			デリバティブ 資産/負債 (注7)
	外国債券	株式	その他 (注6)	
期首残高	130,905	184,083	1,314,840	△475
利得または損失 (注1)				
純損益	△354	△0	122,860	822
その他の包括利益	8,951	24,956	16,226	—
購入	50,539	45	340,660	△801
売却および償還	△76,746	△14,320	△107,283	—
決済	—	—	—	—
レベル3への振替 (注2)	2,282	217	—	—
レベル3からの振替 (注3)	—	△1,971	—	—
その他 (注4)	27,229	△0	49,550	—
期末残高	142,806	193,009	1,736,854	△455
期末日に保有する資産について純損益に計上された未実現損益の変動 (注5)	△943	△0	109,090	346

(注 1) 純損益に認識した利得または損失は、連結損益計算書上の「金利収益」および「その他の投資損益」に含まれております。

(注 2) レベル 3 への振替は、活発な市場における相場価格が入手できなくなったこと等に起因するものであります。

(注 3) レベル 3 からの振替は、投資先が取引所に上場されたこと等に起因するものであります。

(注 4) 主に企業結合による取得であります。

(注 5) 連結損益計算書上の「その他の投資損益」に含まれております。

(注 6) 主に投資信託への投資であります。

(注 7) 純額で表示しております。

#### (b) 観察不能なインプット

レベル 3 に分類された金融商品の測定に用いられた重要な観察不能なインプットに関する情報は、次のとおりであります。

商品	期末公正価値 (単位：百万円)	主な評価技法	重要な観察不能 インプット	見積り範囲
非上場株式	193,009	マルチプル法 または 簿価純資産法	株価純資産倍率	90%— 180%
			株価収益率	1,260%— 1,970%
			非流動性 ディスカウント	30%

(c) 公正価値の評価プロセス

金融商品の公正価値について、グループ各社が定める基本的方針に従い、各担当部署において算定および検証が行われます。算定された結果は、各担当部署における適切な責任者が承認しております。

公正価値の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクが最も適切に反映されるよう算定しております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認などの適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(d) 観察不能なインプットの影響

レベル3に区分された金融資産を測定するための重要な観察不能なインプットの影響は、次のとおりであります。

非上場株式

マルチプル法により評価される非上場株式の公正価値は、観察不能なインプットである株価純資産倍率および株価収益率の上昇（下落）により、増加（減少）します。また、非流動性ディスカウントの上昇（下落）により、減少（増加）します。

(2) 公正価値で測定されない金融商品

償却原価で測定される金融商品の公正価値を、公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものは、次のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている項目については、表に含めておりません。

(単位：百万円)

	公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
貸付金等	—	154,444	389,597	544,042	545,958
金融資産 合計	—	154,444	389,597	544,042	545,958
社債	—	677,108	—	677,108	740,153
借入金	—	4,761	—	4,761	4,793
金融負債 合計	—	681,869	—	681,869	744,946

公正価値の算定に用いた主な評価技法およびインプットは、次のとおりであります。

貸付金等

帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除き、貸付金等の案件ごとに将来の回収予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに内部格付けに基づく信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額としており、レベル3に分類しております。

社債

取引所の価格および業界団体等より公表されている価格等を基に算定した価額をもって公正価値としており、レベル2に分類しております。

借入金

帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除き、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引キャッシュ・フロー法により算定しており、レベル2に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	5,791円94銭
基本的1株当たり当期利益	701円03銭

(企業結合に関する注記)

Aspen Insurance Holdings Limited 株式の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称：Aspen Insurance Holdings Limited

事業の内容：海外保険事業

② 取得日

2026年2月24日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 企業結合を行った主な理由

Aspen Insurance Holdings Limited の買収により、海外保険事業の事業領域拡大に貢献し、これにより、海外保険事業はさらに地域分散の効いたポートフォリオとなります。また、多様な保険種目で構成される元受事業に加えて、再保険事業を有しており、広範な機会獲得による収益性の拡大と、機動的な再保険戦略の強化を実現します。

⑤ 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	536,600
合計	536,600
資産	
現金及び現金同等物	248,251
投資有価証券	1,064,414
再保険契約資産(注3)	997,122
保険契約資産(注3)	159,992
無形資産(注1)	42,598
その他	74,848
負債	
保険契約負債(注3)	1,567,538
再保険契約負債(注3)	290,190
社債及び借入金	58,488
その他	60,765
取得資産および引受負債の公正価値(純額)	610,244
非支配持分(注2)	95,711
のれん	22,067

(注1) 無形資産への配分額は主に、顧客関連資産および契約関連資産であります。無形資産の公正価値は、外部の専門家を利用し、インカム・アプローチおよびマーケット・アプローチにより算定しております。公正価値算定の際に使用した主要な仮定には、将来正味収入保険料、損害率および事業費率、投資収益率、契約更新率、割引率および成長率が含まれております。

(注2) 非支配持分は、被取得企業が発行する優先株式を公正価値で測定した金額であります。

(注3) 企業結合で取得した保険契約の扱いについては、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)」における「3. 会計方針に関する事項(7) 保険契約および再保険契約」に記載しております。

なお、保険金支払期間中に取得した契約は、取得日に取得企業によって引き受けられた新契約であるか

のように評価され、すでに発生しているが財務的影響が依然として不確実な保険金請求事象の不利な進展に対する保険カバーを提供する契約として取り扱われることから、保険金および再保険金の決済に係る資産および負債を、残存カバーに係る資産および負債として認識しております。

当該企業結合に係る取得関連費用は4,596百万円であり、全て連結損益計算書の「一般管理費」に計上しております。

当該企業結合により生じたのれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力および既存事業とのシナジーを反映したものです。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	536,600
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	248,251
子会社の取得による支出	288,348

(4) 業績に与える影響

当連結会計年度における連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の保険収益および当期利益の金額はそれぞれ49,048百万円および△1,867百万円であります。また、監査対象外の領域である、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合における、当連結会計年度の当社グループの保険収益および当期利益については、買収前の当該会社の正確な財務情報の入手が困難であるため、記載していません。

(重要な後発事象に関する注記)

米ドル建シニア無担保社債の発行

当社は以下のとおり、2026年4月22日に米ドル建シニア無担保社債を発行いたしました。

1. 発行体	SOMPOホールディングス株式会社
2. 社債の種類	米ドル建シニア無担保社債（任意償還条項付）
3. 発行総額	13億米ドル
4. 発行価格	額面金額の100%
5. 利率	2036年4月22日の前日まで 固定年5.411% 2036年4月22日以降 適用される米国1年国債利回り+2.130%（発行時スプレッド+100bp）
6. 利払日	毎年4月22日及び10月22日
7. 償還期限	2037年4月22日 （但し、2036年4月22日及びその後のいずれかの利払日に、金融庁長官の事前確認等を前提として、発行体の裁量により任意償還可能）
8. 優先順位	本社債は、当社の他の無担保かつ非劣後債務と同順位。但し、本社債の保有者は当社に対してのみ請求権を主張できるため、当社の各子会社の債権者の請求権に対して構造的に劣後する。
9. 募集方法	米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集
10. 準拠法	ニューヨーク州法
11. 上場	シンガポール取引所
12. 資金使途	損害保険ジャパン株式会社への劣後ローン貸付金に充当予定
13. 払込期日	2026年4月22日

2025年度

〔2025年4月 1日から  
2026年3月31日まで〕

## 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,045	25,045	374,492	776,068	△188,418	1,087,233	174,726	174,726
当期変動額								
剰余金の配当				△140,113		△140,113		
当期純利益				496,441		496,441		
自己株式の取得					△229,290	△229,290		
自己株式の処分			0		181	181		
自己株式の消却			△219,622		219,622	-		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△413	△413
当期変動額合計	-	-	△219,622	356,328	△9,486	127,219	△413	△413
当期末残高	100,045	25,045	154,870	1,132,396	△197,905	1,214,452	174,313	174,313

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3	1,261,963
当期変動額		
剰余金の配当		△140,113
当期純利益		496,441
自己株式の取得		△229,290
自己株式の処分		181
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	△413
当期変動額合計	-	126,805
当期末残高	3	1,388,769

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～38年
器具および備品	2年～15年

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金  
従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (2) 役員賞与引当金  
役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。また、株価連動型報酬制度に基づく支給見込額のうち、期末において発生していると認められる額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
なお、退職給付債務の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 株式給付引当金  
「役員株式給付規程」に基づく当社グループの取締役（非業務執行社内取締役および社外取締役を除く）、執行役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。

(追加情報)

#### 業績連動型株式報酬制度

当社は、当社グループの取締役（非業務執行社内取締役および社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度の導入に際し、「役員株式給付規程」（以下「規程」といいます。）を制定し、規程に基づき、将来給付する株式を取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。（以下「本信託」といいます。）

本制度は、規程に基づき、当社グループの取締役（非業務執行社内取締役および社外取締役を除く）、執行役および執行役員にポイントを付与し、そのポイントに応じて、退任時に株式を給付する仕組みであります。

#### (2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用およびこれに対応する引当金を計上しております。

当期末に本信託に残存する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、帳簿価額は2,852百万円、株式数は1,587,603株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 433 百万円
2. 保証債務  
子会社である S O M P O ケア株式会社の介護施設の入居金返還債務に係る取引銀行の支払承諾に対する連帯保証について 9,770 百万円、建物賃貸借契約に基づく賃料支払に対する連帯保証について 15,178 百万円の保証を行っております。
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	776 百万円
長期金銭債権	178 百万円
短期金銭債務	401 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	355,869 百万円
営業費用	4,554 百万円
営業取引以外の取引による取引高	19 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	41,985,747 株
(注) 当期末の普通株式に、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式 1,587,603 株が含まれております。	

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	11,434 百万円
投資有価証券評価損	4,496 百万円
事業税未払金	2,918 百万円
税務上無形固定資産等	2,192 百万円
その他	<u>2,459 百万円</u>
繰延税金資産小計	23,500 百万円
評価性引当額	<u>△18,797 百万円</u>
繰延税金資産合計	4,703 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△80,165 百万円
その他	<u>△7 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△80,173 百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△75,469 百万円</u>

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	損害保険 ジャパン株式 会社	所有 直接 100.0%	経営管理 役員の兼任	増資の引 受(※1)	165,000	—	—
子会社	S O M P O ケア株式会 社	所有 直接 100.0%	経営管理 債務の保証 役員の兼任	支払承諾 に伴う保 証(※2)	9,770	—	—
				介護施設 の建物賃 借契約 の賃料相 当額の保 証(※3)	15,178	—	—
子会社	SGP NEXUS 投 資事業有限 責任組合	所有 直接 99.5% 間接 0.5%	出資	投資事業 有限責任 組合への 出資(※4)	17,910	—	—

(※1) 当社が損害保険ジャパン株式会社の行った第三者割当増資を1株につき3,000円で引き受けたものであります。

(※2) S O M P O ケア株式会社の介護施設の入居金返還債務に係る取引銀行の支払承諾に対して、連帯保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(※3) 当社は賃料支払いに対し連帯保証を行っており、保証料は受領しておりません。

(※4) 投資事業有限責任組合契約に基づき出資をしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	1,556円48銭
1株当たりの当期純利益	543円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

米ドル建シニア無担保社債の発行

当社は以下のとおり、2026年4月22日に米ドル建シニア無担保社債を発行いたしました。

1. 発行体	SOMPOホールディングス株式会社
2. 社債の種類	米ドル建シニア無担保社債 (任意償還条項付)
3. 発行総額	13億米ドル
4. 発行価格	額面金額の100%
5. 利率	2036年4月22日の前日まで 固定年5.411% 2036年4月22日以降 適用される米国1年国債利回り+2.130% (発行時スプレッド+100bp)
6. 利払日	毎年4月22日及び10月22日
7. 償還期限	2037年4月22日 (但し、2036年4月22日及びその後のいずれかの利払日に、金融庁長官の事前確認等を前提として、発行体の裁量により任意償還可能)
8. 優先順位	本社債は、当社の他の無担保かつ非劣後債務と同順位。但し、本社債の保有者は当社に対してのみ請求権を主張できるため、当社の各子会社の債権者の請求権に対して構造的に劣後する。
9. 募集方法	米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。) における募集
10. 準拠法	ニューヨーク州法
11. 上場	シンガポール取引所
12. 資金使途	損害保険ジャパン株式会社への劣後ローン貸付金に充当予定
13. 払込期日	2026年4月22日